

## 液化石油ガスの保安業務の実施に係る嚴重注意について

平成21年7月13日  
中国四国産業保安監督部四国支部

中国四国産業保安監督部四国支部は、平成21年6月9日、日本プロパンガス株式会社本店に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第83条第1項及び第2項の規定に基づき、立入検査を行ったところ、法第34条第1項の規定に違反し、集合住宅等の埋設供給管（ポリエチレン管を除く。）に対して実施すべき漏えい試験（漏えい検知装置の警報表示の有無の確認を含む。）の大半が未実施であることが判明しました。

さらに、販売契約を締結している一般消費者等の数についても、正確に把握していないことが判明し、そのため、規則第132条に基づき提出を受けた液化石油ガス販売事業報告は、一般消費者等の数が誤った報告となっていました。

以上のような法令違反及び不十分な保安管理が行われていたことは、誠に遺憾であり、同社に対して嚴重に注意するとともに、当該法令違反及び一般消費者等の数の適切な把握について、速やかに改善し、その結果を報告すること、また、併せて再発防止策の策定・報告を求めました。

[本件に関する問い合わせ先]  
中国四国産業保安監督部四国支部 保安課  
大川課長、宮下課長補佐  
電話 087-811-8589（直通）